

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 令和8年度水質等試験 |
| 2 業 務 場 所 | 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 |
| 3 業 務 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 参 加 要 件 | ①機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
②本店、支店又は営業所が愛知県、岐阜県又は三重県に所在していること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者および担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年10月2日 17:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書 | 令和8年9月28日 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年9月30日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年10月5日 17:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

【オープンカウンター方式】

令和8年度水質等試験

仕 様 書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「令和 8 年度水質等試験」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本業務は、木曽川右岸施設及び濃尾第二施設内において、日常の調査や水質異常等が発生した場合の緊急時に、水質等の試験を実施するものである。

第 3 節 業務場所

本業務の実施場所は以下のとおりとする。

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所

第 4 節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで（夜間、土・日曜日及び祝祭日を含む）とする。

第 5 節 業務数量

本業務の数量は、別紙 1 「水質等試験数量表」のとおりである。

第 6 節 業務内容

- (1) 水質等試験の項目・日時等必要事項については、別記様式 1 「水質等試験依頼書」にて発注者が指示する。
- (2) 水質等試験においては、発注者が試験する検体を採取した後、宅配にて試験場所に郵送するものとする。なお、梱包方法等については、契約後、打合せのうえ決定するものとする。
- (3) 水質等試験の結果については、「水質試験結果報告書（速報）」として、メールにて報告するものとする。また、後日、「水質試験結果報告書（確定）」として、紙ベースで報告するものとする。
- (4) 発注者は、別紙 2 「水質等試験項目一覧表」に記載のある水質等試験を新規に依頼する場合がある。なお、水質等試験の実施にあたり必要となる費用については、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

第 7 節 権利義務の譲渡等

受注者は、本業務から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第 8 節 疑義等

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は履行に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

－ 以 上 －

【別紙 1】

水質等試験数量表

分類	No.	試験項目	単位	数量	備考
水質等試験			式	1	
1. 水質分析 (3) 水質基準項目	81	ジェオスミン	検体	3 7	
1. 水質分析 (4) その他	92	植物プランクトン	検体	1 2	
試験価格			式	1	
消費税相当額			式	1	
業務委託料			式	1	

【別紙 2】

水質等試験項目一覧表

分類	No.	試験項目	単位	数量	備考
1. 水質分析 (1) 生活環境項目	1	溶存酸素量	検体		
	2	水素イオン濃度	検体		
	3	生物化学的酸素要求量	検体		
	4	化学的酸素要求量	検体		
	5	浮遊物質	検体		
	6	大腸菌数	検体		
	7	全亜鉛	検体		
	8	ノニルフェノール	検体		
	9	全窒素	検体		
	10	全リン	検体		
	11	底層溶存酸素量	検体		
	12	n-ヘキサン抽出物質	検体		
	13	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	検体		
(2) 健康項目	14	カドミウム	検体		
	15	全シアン	検体		
	16	鉛	検体		
	17	六価クロム	検体		
	18	ヒ素	検体		
	19	総水銀	検体		
	20	アルキル水銀	検体		
	21	PCB	検体		
	22	チウラム	検体		
	23	シマジン	検体		
	24	チオベンカルブ	検体		
	25	セレン	検体		
	26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検体		
	27	フッ素	検体		
	28	ホウ素	検体		
	29	ジクロロメタン	検体		No. 29～39 もしくは No. 29～40 は、一括分析 可能
	30	四塩化炭素	検体		
	31	1,2-ジクロロエタン	検体		
	32	1,1-ジクロロエチレン	検体		
	33	シス-1,2-ジクロロエチレン	検体		
	34	1,1,1-トリクロロエタン	検体		
	35	1,1,2-トリクロロエタン	検体		
	36	トリクロロエチレン	検体		
	37	テトラクロロエチレン	検体		
	38	1,3-ジクロロプロペン	検体		
	39	ベンゼン	検体		
	40	1,4-ジオキサン	検体		

(3)水質基準項目	41	一般細菌	検体		
	42	大腸菌	検体		
	43	カドミウム及びその化合物	検体		
	44	水銀及びその化合物	検体		
	45	セレン及びその化合物	検体		
	46	鉛及びその化合物	検体		
	47	ヒ素及びその化合物	検体		
	48	六価クロム化合物	検体		
	49	亜硝酸態窒素	検体		
	50	シアン化物イオン及び塩化シアン	検体		
	51	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検体		
	52	フッ素及びその化合物	検体		
	53	ホウ素及びその化合物	検体		
	54	四塩化炭素	検体		
	55	1,4-ジオキサン	検体		
	56	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	検体		
	57	ジクロロメタン	検体		
	58	テトラクロロエチレン	検体		
	59	トリクロロエチレン	検体		
	60	ベンゼン	検体		
	61	塩素酸	検体		
	62	クロロ酢酸	検体		
	63	クロロホルム	検体		
	64	ジクロロ酢酸	検体		
	65	ジブロモクロロメタン	検体		
	66	トリハロメタン	検体		
	67	トリクロロ酢酸	検体		
	68	ブロモジクロロメタン	検体		
	69	ブロモホルム	検体		
	70	ホルムアルデヒド	検体		
	71	亜鉛及びその化合物	検体		
	72	アルミニウム及びその化合物	検体		
	73	鉄及びその化合物	検体		
	74	銅及びその化合物	検体		
	75	ナトリウム及びその化合物	検体		
	76	マンガン及びその化合物	検体		
	77	塩化物イオン	検体		
	79	蒸発残留物	検体		
	80	陰イオン界面活性剤	検体		

	81	ジェオスミン	検体		本業務契約
	82	2-メチルイソボルネオール	検体		
	83	非イオン界面活性剤	検体		
	84	フェノール類	検体		
	85	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	検体		
	86	pH値	検体		
	87	味	検体		
	88	臭気	検体		
	89	色度	検体		
	90	濁度	検体		
	91	臭素酸	検体		
(4) その他	92	植物プランクトン	検体		本業務契約
	93	光学顕微鏡写真撮影(植物プランクトン優占種)	検体		
2. 土壌分析	94	電気比抵抗	検体		No. 94～100 は、一括分析 可能
	95	水素イオン濃度	検体		
	96	Redox 電位	検体		
	97	含水比	検体		
	98	硫化物	検体		
	99	塩化物イオン	検体		
	100	硫酸イオン	検体		
	101	カドミウム及びその化合物	検体		No. 101～109 は、一括分析 可能
	102	六価クロム化合物	検体		
	103	シアン化合物	検体		
	104	水銀及びその化合物	検体		
	105	セレン及びその化合物	検体		
	106	鉛及びその化合物	検体		
	107	砒素及びその化合物	検体		
	108	フッ素及びその化合物	検体		
	109	ホウ素及びその化合物	検体		
	110	ジェオスミン	検体		No. 110～112 は、一括分析 可能
	111	2-メチルイソボルネオール	検体		
	112	CODMn(化学的酸素要求量マンガン法)	検体		

【別記様式 1】

水質等試験依頼書

令和 8 年度水質等試験 仕様書第 6 節(1)に基づき、以下のとおり依頼する。

1. 依 頼 日 令和 年 月 日 ()

2. 調査場所

3. 調査項目

4. そ の 他

5. 依 頼 者 独立行政法人 水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所
所属：
氏名：

請 書

1 件 名

2 場 所

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 契約職

殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年 月 日に交付された(件名:令和8年度水質等試験)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。